

当薬局の体制について

調剤基本料【札幌・函館・帯広】

当薬局は調剤基本料1（45点）の施設基準に適合する薬局です。

複数の保険医療機関から交付された処方箋を同時に受け付けた場合受付が2回目以降の調剤基本料は、処方箋の受付1回につき所定点数の100分の80に相当する点数により算定します。

後発医薬品調剤体制加算【札幌・函館・帯広】

当薬局はジェネリック医薬品（後発医薬品）を積極的に調剤し、後発医薬品調剤体制加算3（30点）を算定しています。

地域支援体制加算【札幌2（40点）・帯広1（32点）】

当薬局は、地域支援体制加算を算定し厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている薬局です。

- ・ 1,200品目以上の医薬品の備蓄
- ・ 他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- ・ 医療材料・衛生材料の供給体制
- ・ 麻薬小売業者の免許
- ・ 集中率85%以上の場合、後発医薬品の調剤割合が70%以上
- ・ 当薬局で取り扱う医薬品に係る情報提供に関する体制
- ・ 平日8時間以上／日、土・日いずれかに一定時間以上の開局、45時間以上／週の開局
- ・ 開局時間外であっても当薬局又は連携薬局案内により調剤・在宅業務に対応可能体制
- ・ 患者さま等からの相談体制の整備
- ・ 地域の行政機関、保健医療機関、訪問看護ステーション及び福祉関係者との連携体制とその周知
- ・ 在宅療養の支援に係る診療所・病院・訪問看護ステーションとの円滑な連携体制、ケアマネジャー・社会福祉士等の他の保健医療サービス・福祉サービスとの連携、在宅実績：24回以上／年、在宅患者訪問薬剤管理指導の届出・体制整備・周知
- ・ PMDA メディナビに登録、「プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無」を「有」として直近1年以内に報告していること、副作用報告に係る手順書を作成し、報告を実施する体制を構築
- ・ かかりつけ薬剤師指導料等の施設基準の届出
- ・ 患者さまごとの薬歴の記録、薬学的管理、必要事項の記入、必要な指導
- ・ 管理薬剤師が保険薬剤師として5年以上の薬局勤務経験、週3日間以上勤務、当薬局に継続して1年以上在籍
- ・ 定期的な研修の実施、学会への定期的な参加・発表
- ・ 患者さまのプライバシーへの配慮（パーテーション等の設置で区切られたカウンターを有するなど）

- ・ 要指導医薬品、一般用医薬品の販売、記録に基づく適切な医療の提供体制（健康サポート薬局要件の 48 薬効群を取り扱うこと）
- ・ 健康相談または健康教室を行っている旨を薬局の内外に掲示・周知、地域住民の生活習慣の改善、疾病予防に資する取組み
- ・ 緊急避妊薬の備蓄と調剤体制し北海道薬剤師会が開催している研修を受講した薬剤師が常勤
- ・ 敷地内禁煙（保有または併用部分）、たばこ及び喫煙器具の販売をしていないこと

連携強化加算【札幌・函館・帯広】

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

- (1) 都道府県知事より第二種協定指定医療機関の指定を受けていること
- (2) 感染症対応に係る当薬局の薬剤師に対する研修、訓練を年 1 回以上実施
- (3) 個人防護具を備蓄
- (4) 新型インフルエンザ等感染症等の発生時に要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症に係る体外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料等の提供ができる体制を平時より整備し、これらを提供している
- (5) 自治体等からの要請により避難所・救護所における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等を行う体制が整備
- (6) 災害対応に係る当薬局の薬剤師に対する研修、訓練を年 1 回以上実施
- (7) 災害や新興感染症発生時における薬局の体制や対応について、それぞれの状況に応じた手順書等の作成
- (8) 情報通信機器等を用いた服薬指導を行う体制が整備されていること
- (9) 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売、検査キット（体外診断用医薬品）の取扱い

在宅薬学総合加算【札幌 2（50 点）・函館 1（15 点）・帯広 2（50 点）】

当薬局は以下の基準を満たし、在宅患者薬学総合体制加算を算定しています。

- ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出
- ・ 在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績（年 24 回以上）
- ・ 緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制（在宅協力薬局との連携を含む）及び周知
- ・ 在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講
- ・ 医療材料・衛生材料の供給体制
- ・ 麻薬小売業者免許の取得

※在宅薬学総合加算 2 の場合はさらに下記要件を満たす

- ・ ターミナルケアに対する体制（医療用麻薬備蓄かつ無菌調製の設備）
- ・ 2 名以上の薬剤師が勤務し、開局時間中は常態として調剤応需の体制
- ・ かかりつけ薬剤師指導料・かかりつけ薬剤師包括管理料の算定回数の合計が 24 回以上
- ・ 高度管理医療機器の販売業の許可を受け取り扱いが可能

医療情報取得加算【札幌・函館・帯広】

当薬局ではオンライン資格確認システムを導入しております。

患者さまの同意をいただいたき診療歴・服用薬・特定健診の結果等必要な情報を同シス

テムを通じて確認・活用し適切な調剤を行っております。マイナンバーカードの健康保険証利用の推進や電子処方箋・電子カルテ情報の共有サービス等デジタル化による医療の質の向上にも積極的に行っております。

無菌製剤処理加算【札幌・帯広】

当薬局では2人以上の薬剤師（1名以上が常勤の保険薬剤師）が勤務しクリーンベンチを備え注射剤薬等の無菌的な調剤を行います。

在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算【札幌・帯広】

当薬局は麻薬小売業者の許可及び高度管理医療機器等の販売の許可を受けています。医療用麻薬持続注射療法が行われている患者さまに対して、注入ポンプによる麻薬の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行います。

在宅中心静脈栄養法加算【札幌・帯広】

当薬局は麻薬小売業者の許可及び高度管理医療機器等の販売の許可を受けています。在宅中心静脈栄養法が行われている患者さまに対して、輸液セットを用いた中心静脈栄養法用輸液等の薬剤の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行います。

かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料【札幌・帯広】

当薬局には以下の基準を満たす「かかりつけ薬剤師」が在籍しています。

- ・ 保険薬剤師の経験3年以上
- ・ 週 32 時間以上の勤務
- ・ 当薬局へ 1 年以上の在籍
- ・ 研修認定薬剤師の取得
- ・ 医療に係る地域活動の取組への参画

患者さまの「かかりつけ薬剤師」として安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。

在宅患者訪問薬剤管理指導料・居宅療養管理指導料及び介護予防居宅療養管理指導料

当薬局は、患者さまのご自宅等を訪問し、薬剤の管理・服薬指導等を行う「在宅患者訪問薬剤管理指導料」「居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導」の届出を行っております。

調剤管理料

患者さまやご家族さまから伺った投薬歴や副作用・アレルギーの有無、服薬の状況、お薬手帳の情報、医薬品リスク管理計画（RMP）などをもとに薬剤師が薬学的に分析・評価を行います。

その上で患者さま一人ひとりに適した薬剤服用歴の記録や必要な薬学的管理を実施しています。

必要と判断される場合には処方内容について医師へ提案を行うこともあります。

服薬管理指導料

患者さまごとに作成した薬剤服用歴をもとに処方されたお薬に重複や相互作用、アレルギーのリスクがないかを確認しています。

その上で薬剤情報提供文書を用いてお薬の正しい服用方法や注意点についてご説明しています。

また、お薬をお渡しする際には患者さまの服薬状況や体調の変化、残薬の有無などを確認しながら適切にお薬を使用していただくために必要な情報を丁寧にお伝えしています。薬をお渡しした後も服薬中の体調の変化や服薬状況について継続的に確認を行い、必要に応じて追加の説明やアドバイスを実施しています。

明細書発行に関する掲示

当薬局では、医療の透明性を大切に患者さまへ積極的に情報をご提供するため領収証とあわせて「調剤報酬の算定項目が記載された明細書」を無料でお渡ししております。医療費の自己負担がない公費負担医療の方につきましてもご希望があれば明細書を無料で発行いたします。

明細書には調剤に使用されたお薬の名前や服用量などが記載されております。

ご家族など代理の方が会計される場合も同様の明細書をお渡しすることになりますので、明細書の発行を希望されない場合はお手数ですが会計時にお知らせください。

長期収載品の調剤について

長期収載品（後発医薬品がある先発品）の調剤において制度に基づき特別の料金をいただく場合がございます。

制度の趣旨をご理解いただき、ご不明な点はお気軽にご相談ください。

調剤料の夜間・休日等加算の対象となる曜日・時間帯について

当薬局は、月曜日～金曜日の１９時以降、土曜日の１３時以降、年末年始の店舗営業日（１２月２９日から１月３日まで）は夜間・休日等加算を請求させていただきます。（日・祝日は除く）

療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱い

- ・必要に応じて薬剤の容器代をいただくことがございます。
- ・在宅医療に係る交通費をいただくことがございます。
- ・患者様のご希望によるお薬の郵送の場合、原則患者様のご負担となります。

取扱い公費負担医療

- ・戦傷病者特別援護法（療養の給付）（更生医療）
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（認定疾病医療）（一般疾病医療）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（結核患者の適正医療）
- ・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- ・障害者総合支援法（精神通院医療、更生医療、育成医療、療養介護医療、基準該療養介護医療）

- ・ 麻薬及び向精神薬取締法（措置入院）
- ・ 児童福祉法（療育の給付）（肢体不自由児通所医療）（障害児入所医療）
- ・ 母子保健法（養育医療）
- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律
- ・ 肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付
- ・ 児童福祉法（小児慢性特定疾病医療費の支給）
- ・ 児童福祉法の措置等に係る医療の給付
- ・ 石綿による健康被害の救済に関する法律（医療費の支給）
- ・ 特定B型肝炎ウイルス感染症給付設等の支給に関する特別措置法
- ・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
- ・ 生活保護法（医療扶助）
- ・ 公害健康被害の補償等に関する法律（療養の給付）